

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成26年 3月20日

佐賀県知事 古 川 康

◎佐賀県条例第12号

佐賀県手数料条例の一部を改正する条例  
佐賀県手数料条例（平成12年佐賀県条例第3号）の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前					改正後				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
事務	納付義務者	手数料		納付時期	事務	納付義務者	手数料		納付時期
		名称	額				名称	額	
1～167 略					1～167 略				
168 薬事法第4条第2項の規定に基づく薬局の開設の許可の更新の申請に対する審査	薬局の開設の許可の更新を申請する者	薬局開設許可更新申請手数料	11,000円（電子申請にあっては、8,500円）	更新申請のとき	168 薬事法第4条第4項の規定に基づく薬局の開設の許可の更新の申請に対する審査	薬局の開設の許可の更新を申請する者	薬局開設許可更新申請手数料	11,000円（電子申請にあっては、8,500円）	更新申請のとき
169～174 略					169～174 略				
174の2 薬事法第36条の4第1項の規定に基づく登録販売者試験の実施	登録販売者試験を受けようとする者	登録販売者試験手数料	13,000円	受験申込みのとき	174の2 薬事法第36条の8第1項の規定に基づく登録販売者試験の実施	登録販売者試験を受けようとする者	登録販売者試験手数料	13,000円	受験申込みのとき
174の3 薬事法第36条の4	販売従事登録を申	販売従事登録	7,100円	登録申請のとき	174の3 薬事法第36条の8	販売従事登録を申	販売従事登録	7,100円	登録申請のとき

改正前					改正後				
第2項の規定に基づく販売従事登録の申請に対する審査	請する者	申請手数料		き	第2項の規定に基づく販売従事登録の申請に対する審査	請する者	申請手数料		き
174の4・174の5 略					174の4・174の5 略				
175 薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第45条第1項の規定に基づく薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証（薬事法第26条第3項ただし書の許可に係る許可証を含む。以下この号及び次号において同じ。）の書換え交付	薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の書換え交付を受けようとする者	薬局開設許可証等書換え交付手数料	2,000円	書換え交付申請のとき	175 薬事法施行令（昭和36年政令第11号）第45条第1項の規定に基づく薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の書換え交付	薬局開設、医薬品の販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは賃貸業の許可証の書換え交付を受けようとする者	薬局開設許可証等書換え交付手数料	2,000円	書換え交付申請のとき

改正前					改正後				
176～181の23 略					176～181の23 略				
181の24 薬事法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく薬事法第40条の2第5項に規定する修理区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	医療機器の修理区分の変更又は追加の許可を申請する者	医療機器修理業修理区分変更又は追加許可申請手数料	17,500円	許可申請のとき	181の24 薬事法施行令第80条第2項第3号の規定に基づく薬事法第40条の2第5項に規定する修理区分の変更又は追加の許可の申請に対する審査	医療機器の修理区分の変更又は追加の許可を申請する者	医療機器修理業修理区分変更又は追加許可申請手数料	17,600円	許可申請のとき
182～207 略					182～207 略				
208 佐賀県環境センターにおいて依頼を受けて行う水質関係試験検査	水質関係試験検査を受けようとする者	佐賀県環境センター水質関係試験検査手数料	1項目又は1件につき23,650円以内で規則で定める額	検査を依頼するとき	208 佐賀県環境センターにおいて依頼を受けて行う水質関係試験検査	水質関係試験検査を受けようとする者	佐賀県環境センター水質関係試験検査手数料	1項目又は1件につき24,320円以内で規則で定める額	検査を依頼するとき
209 佐賀県環境センターにおいて依頼を受けて行う大気（悪臭を含	大気関係試験検査を受けようとする者	佐賀県環境センター大気関係試験	1項目につき17,150円以内で規則で定める額	検査を依頼するとき	209 佐賀県環境センターにおいて依頼を受けて行う大気（悪臭を含	大気関係試験検査を受けようとする者	佐賀県環境センター大気関係試験	1項目につき17,640円以内で規則で定める額	検査を依頼するとき

改正前					改正後				
む。以下この号において同じ。) 関係試験検査		検査手数料			む。以下この号において同じ。) 関係試験検査		検査手数料		
210 佐賀県環境センターにおいて依頼を受けて行う底質関係試験検査	底質関係試験検査を受けようとする者	佐賀県環境センター底質関係試験検査手数料	1項目又は1件につき <u>33,430円</u> 以内で規則で定める額	検査を依頼するとき	210 佐賀県環境センターにおいて依頼を受けて行う底質関係試験検査	底質関係試験検査を受けようとする者	佐賀県環境センター底質関係試験検査手数料	1項目又は1件につき <u>34,380円</u> 以内で規則で定める額	検査を依頼するとき
211 佐賀県環境センターにおいて依頼を受けて行う魚貝類関係試験検査	魚貝類関係試験検査を受けようとする者	佐賀県環境センター魚貝類関係試験検査手数料	1項目につき <u>25,680円</u> 以内で規則で定める額	検査を依頼するとき	211 佐賀県環境センターにおいて依頼を受けて行う魚貝類関係試験検査	魚貝類関係試験検査を受けようとする者	佐賀県環境センター魚貝類関係試験検査手数料	1項目につき <u>26,410円</u> 以内で規則で定める額	検査を依頼するとき
212 佐賀県環境センターにおいて依頼を受けて行った試験検査の結果に係る成績書の副本の交付	成績書の副本の交付を受けようとする者	佐賀県環境センター試験検査成績書副本交付手数料	1通につき <u>350円</u>	交付申請のとき	212 佐賀県環境センターにおいて依頼を受けて行った試験検査の結果に係る成績書の副本の交付	成績書の副本の交付を受けようとする者	佐賀県環境センター試験検査成績書副本交付手数料	1通につき <u>360円</u>	交付申請のとき

改正前					改正後				
213～249の2 略					213～249の2 略				
249の2の2 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項本文に規定する犬又は猫の引取り	犬又は猫の引取りを求める者	犬猫引取り申請手数料	(1) 略 (2) 知事指定場所以外での引取り次に掲げる生後日数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 生後日数91日以上 1頭につき4,000円 イ 生後日数90日以下 犬10頭まで又は猫10頭までごとに4,000円	引取り申請のとき	249の2の2 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項本文に規定する犬又は猫の引取り	犬又は猫の引取りを求める者	犬猫引取り申請手数料	(1) 略 (2) 知事指定場所以外での引取り次に掲げる生後日数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 生後日数91日以上 1頭につき4,100円 イ 生後日数90日以下 犬10頭まで又は猫10頭までごとに4,100円	引取り申請のとき
249の3～302 略					249の3～302 略				
303 佐賀県農業試験研究センター、佐賀県上場営農センター又は佐賀県茶業試験場（以下この	肥料・土壌、かんがい水又は農産物の分析を依頼する者	農業試験研究センター等分析手数料	次に掲げる分析の区分に応じ、それぞれ1件1成分につき次に定める金額 (1) 定性分析（酸度検定を含む。）	分析を依頼するとき	303 佐賀県農業試験研究センター、佐賀県上場営農センター又は佐賀県茶業試験場（以下この	肥料・土壌、かんがい水又は農産物の分析を依頼する者	農業試験研究センター等分析手数料	次に掲げる分析の区分に応じ、それぞれ1件1成分につき次に定める金額 (1) 定性分析（酸度検定を含む。）	分析を依頼するとき

改正前				改正後			
号において「農業試験研究センター等」という。)において依頼を受けて行う肥料・土壌、かんがい水又は農産物の分析			<u>990円</u> (2) 定量分析 次に掲げる分析の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 肥料・土壌分析 次に掲げる分析の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 水素イオン濃度分析 <u>990円</u> (イ) 電気伝導度分析 <u>990円</u> (ウ) 一般成分分析 <u>2,600円</u> (エ) 水分分析 <u>1,320円</u> (オ) 塩基交換容量分析	号において「農業試験研究センター等」という。)において依頼を受けて行う肥料・土壌、かんがい水又は農産物の分析			<u>1,010円</u> (2) 定量分析 次に掲げる分析の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 肥料・土壌分析 次に掲げる分析の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 水素イオン濃度分析 <u>1,010円</u> (イ) 電気伝導度分析 <u>1,010円</u> (ウ) 一般成分分析 <u>2,670円</u> (エ) 水分分析 <u>1,350円</u> (オ) 塩基交換容量分析

改正前					改正後				
			<u>2,600円</u> イ かんがい水 分析 次に掲 げる分析の区 分に応じ、そ れぞれ次に定 める金額 (ア) 水素イ オン濃度分 析 <u>990円</u>  (イ) 電気伝 導度分析 <u>990円</u> (ウ) 一般成 分分析 <u>2,600円</u> ウ 農産物分析 のうち一般成 分分析 <u>4,110</u> <u>円</u>				<u>2,670円</u> イ かんがい水 分析 次に掲 げる分析の区 分に応じ、そ れぞれ次に定 める金額 (ア) 水素イ オン濃度分 析 <u>1,010</u> <u>円</u> (イ) 電気伝 導度分析 <u>1,010円</u> (ウ) 一般成 分分析 <u>2,670円</u> ウ 農産物分析 のうち一般成 分分析 <u>4,220</u> <u>円</u>		
304～315 略					304～315 略				
316 家畜改良 増殖法施行令 (昭和25年政 令第269号) 第5条の規定	種畜証明 書の書換 え交付を 受けよう とする者	種畜証 明書書 換え交 付手数 料	<u>760円</u>	書換え 交付申 請のと き	316 家畜改良 増殖法施行令 (昭和25年政 令第269号) 第5条の規定	種畜証明 書の書換 え交付を 受けよう とする者	種畜証 明書書 換え交 付手数 料	<u>770円</u>	書換え 交付申 請のと き

改正前					改正後				
に基づく種畜 証明書の書換 え交付					に基づく種畜 証明書の書換 え交付				
317 家畜改良 増殖法施行令 第6条第1項 の規定に基づ く種畜証明書 の再交付	種畜証明 書の再交 付を受け ようとする 者	種畜証 明書再 交付手 数料	760円	再交付 申請の とき	317 家畜改良 増殖法施行令 第6条第1項 の規定に基づ く種畜証明書 の再交付	種畜証明 書の再交 付を受け ようとする 者	種畜証 明書再 交付手 数料	770円	再交付 申請の とき
318～320 略					318～320 略				
321 家畜伝染 病予防法第6 条第1項又は 第31条第1項 の規定に基づ く家畜に対す る投薬	家畜に対 する投薬 を受けよ うとする 者	家畜投 薬手数 料	1頭につき670円	投薬を 受けよ うとす るとき	321 家畜伝染 病予防法第6 条第1項又は 第31条第1項 の規定に基づ く家畜に対す る投薬	家畜に対 する投薬 を受けよ うとする 者	家畜投 薬手数 料	1頭につき680円	投薬を 受けよ うとす るとき
322 家畜伝染 病予防法第6 条第1項又は 第31条第1項 の規定に基づ く家畜に対す る注射	家畜に対 する注射 を受けよ うとする 者	家畜注 射手数 料	(1) 家畜の予防 注射 次に掲げる区分 に応じ、それぞ れ次に定める金 額 ア 流行性感冒 及び流行性脳 炎 次に掲げ	注射を 受けよ うとす るとき	322 家畜伝染 病予防法第6 条第1項又は 第31条第1項 の規定に基づ く家畜に対す る注射	家畜に対 する注射 を受けよ うとする 者	家畜注 射手数 料	(1) 家畜の予防 注射 次に掲げる区分 に応じ、それぞ れ次に定める金 額 ア 流行性感冒 及び流行性脳 炎 次に掲げ	注射を 受けよ うとす るとき



改正前					改正後				
			る家畜の区分 に応じ、それ ぞれ1頭1回 につき次に定 める金額 (ア) 牛及び 馬 <u>550円</u> (イ) 豚 <u>900</u> <u>円</u> イ～エ 略 (2) 略				る家畜の区分 に応じ、それ ぞれ1頭1回 につき次に定 める金額 (ア) 牛及び 馬 <u>560円</u> (イ) 豚 <u>920</u> <u>円</u> イ～エ 略 (2) 略		
323～327 略					323～327 略				
328 佐賀県畜産試験場において依頼を受けて行う飼料の定量分析	飼料の定量分析を依頼しようとする者	佐賀県畜産試験場飼料定量分析手数料	次に掲げる検体の 区分に応じ、それ ぞれ1検体につき 次に定める金額 (1) 粗たん白質 <u>1,310円</u> (2) 粗脂肪 <u>1,880</u> <u>円</u> (3) 粗繊維 <u>1,290</u> <u>円</u> (4) 粗灰分 <u>430</u> <u>円</u> (5) 水分 <u>430円</u>	分析を依頼するとき	328 佐賀県畜産試験場において依頼を受けて行う飼料の定量分析	飼料の定量分析を依頼しようとする者	佐賀県畜産試験場飼料定量分析手数料	次に掲げる検体の 区分に応じ、それ ぞれ1検体につき 次に定める金額 (1) 粗たん白質 <u>1,340円</u> (2) 粗脂肪 <u>1,930</u> <u>円</u> (3) 粗繊維 <u>1,320</u> <u>円</u> (4) 粗灰分 <u>440</u> <u>円</u> (5) 水分 <u>440円</u>	分析を依頼するとき
328の2 佐賀	牛の体内	佐賀県	1回につき <u>35,000</u>	採取等	328の2 佐賀	牛の体内	佐賀県	1回につき <u>36,000</u>	採取等

改正前					改正後				
県畜産試験場において依頼を受けて行う牛の体内受精卵の採取及び凍結	受精卵の採取及び凍結を依頼しようとする者	畜産試験場牛体内受精卵採取等手数料	円	を依頼するとき	県畜産試験場において依頼を受けて行う牛の体内受精卵の採取及び凍結	受精卵の採取及び凍結を依頼しようとする者	畜産試験場牛体内受精卵採取等手数料	円	を依頼するとき
328の3 佐賀県畜産試験場において依頼を受けて行う牛の生体卵子の吸引、体外授精及び凍結	牛の生体卵子の吸引、体外授精及び凍結を依頼しようとする者	佐賀県畜産試験場牛生体卵子吸引等手数料	1回につき60,000円	吸引等を依頼するとき	328の3 佐賀県畜産試験場において依頼を受けて行う牛の生体卵子の吸引、体外授精及び凍結	牛の生体卵子の吸引、体外授精及び凍結を依頼しようとする者	佐賀県畜産試験場牛生体卵子吸引等手数料	1回につき61,000円	吸引等を依頼するとき
329～377 略					329～377 略				
378 依頼を受けて行う土質試験	土質試験を受けようとする者	土質試験手数料	(1) 物理試験 13,090円以内で規則で定める額 (2) 力学試験 65,110円以内で規則で定める額	試験を依頼するとき	378 依頼を受けて行う土質試験	土質試験を受けようとする者	土質試験手数料	(1) 物理試験 13,460円以内で規則で定める額 (2) 力学試験 66,970円以内で規則で定める額	試験を依頼するとき
379 依頼を受けて行う骨材試験	骨材試験を受けようとする者	骨材試験手数料	8,600円以内で規則で定める額	試験を依頼するとき	379 依頼を受けて行う骨材試験	骨材試験を受けようとする者	骨材試験手数料	8,840円以内で規則で定める額	試験を依頼するとき
380 依頼を受	コンクリ	コンク	8,570円以内で規	試験を	380 依頼を受	コンクリ	コンク	8,810円以内で規	試験を

改正前					改正後				
けて行うコンクリート試験	ート試験を受けようとする者	リート試験手数料	則で定める額	依頼するとき	けて行うコンクリート試験	ート試験を受けようとする者	リート試験手数料	則で定める額	依頼するとき
381 依頼を受けて行う石材試験	石材試験を受けようとする者	石材試験手数料	5,180円以内で規則で定める額	試験を依頼するとき	381 依頼を受けて行う石材試験	石材試験を受けようとする者	石材試験手数料	5,320円以内で規則で定める額	試験を依頼するとき
382 依頼を受けて行うアスファルト試験	アスファルト試験を受けようとする者	アスファルト試験手数料	(1) アスファルト試験 <u>4,130円</u> 以内で規則で定める額 (2) 混合物試験 <u>86,940円</u> 以内で規則で定める額 (3) 再生混合物試験 <u>36,900円</u> 以内で規則で定める額 (4) 混合物配合試験 <u>23,030円</u> 以内で規則で定める額	試験を依頼するとき	382 依頼を受けて行うアスファルト試験	アスファルト試験を受けようとする者	アスファルト試験手数料	(1) アスファルト試験 <u>4,240円</u> 以内で規則で定める額 (2) 混合物試験 <u>89,420円</u> 以内で規則で定める額 (3) 再生混合物試験 <u>37,950円</u> 以内で規則で定める額 (4) 混合物配合試験 <u>23,680円</u> 以内で規則で定める額	試験を依頼するとき
383 依頼を受けて行う鋼材試験	鋼材試験を受けようとする	鋼材試験手数料	<u>1,670円</u>	試験を依頼するとき	383 依頼を受けて行う鋼材試験	鋼材試験を受けようとする	鋼材試験手数料	<u>1,710円</u>	試験を依頼するとき

改正前					改正後				
	者					者			
384～407の2の2 略					384～407の2の2 略				
407の3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画の認定を申請する者	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該申請に併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの確認を申請するときは、建築基準法施行条例（昭和46年佐賀県条例第25号）別表第1号に掲げる額（当該確認審査に構造計算適合性判定を要する部分が含まれるときは、同表第1号の2に掲げる手数料を加算した額）の手数料を加算した額）	認定申請のとき	407の3 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画の認定を申請する者	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該申請に併せて建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの確認を申請するときは、建築基準法施行条例（昭和46年佐賀県条例第25号）別表第1号に掲げる額（当該確認審査に構造計算適合性判定を要する部分が含まれるときは、同表第1号の2に掲げる手数料を加算した額）	認定申請のとき

改正前				改正後			
			<p>(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に規定する基準に適合すると認められた計画（以下「事前審査適合計画」という。）である場合 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 略</p>				<p>(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関により、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号、第2号、第4号及び第5号に規定する基準に適合すると認められた計画（以下「事前審査適合計画」という。）である場合 次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 略</p>

改正前					改正後				
			イ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの <u>15,000円</u> ウ～ケ 略 (2) (1)に掲げる場合以外の場合次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～エ 略 オ 床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの <u>715,000円</u> カ～ケ 略					イ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの <u>16,000円</u> ウ～ケ 略 (2) (1)に掲げる場合以外の場合次に掲げる建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア～エ 略 オ 床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの <u>716,000円</u> カ～ケ 略	
407の4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8	長期優良住宅建築等計画の変更の認	長期優良住宅建築等計画変	(1) 次に掲げる建築物の計画の変更に係る部分の床面積の合計	変更認定申請のとき	407の4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8	長期優良住宅建築等計画の変更の認	長期優良住宅建築等計画変	(1) 次に掲げる建築物の計画の変更に係る部分の床面積の合計	変更認定申請のとき

改正前				改正後			
条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	定を申請する者	更認定申請手数料	の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの確認を申請するときは、建築基準法施行条例別表第1号に掲げる額（当該確認審査に構造計算適合性判定を要する部分が含まれるときは、同表第1号の2に掲げる手数料を加算した額）の手数料を加算した額） ア 略 イ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メー	条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	定を申請する者	更認定申請手数料	の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの確認を申請するときは、建築基準法施行条例別表第1号に掲げる額（当該確認審査に構造計算適合性判定を要する部分が含まれるときは、同表第1号の2に掲げる手数料を加算した額）の手数料を加算した額） ア 略 イ 床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メー

改正前					改正後				
			トル以内のもの の <u>15,000円</u> ウ～ケ 略 (2)・(3) 略					トル以内のもの の <u>16,000円</u> ウ～ケ 略 (2)・(3) 略	
407の5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定を申請する者	譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	次に掲げる建築物の譲受人の決定に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)～(8) 略 (9) 床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの <u>112,000円</u>	変更認定申請のとき	407の5 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画の変更の認定を申請する者	譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	次に掲げる建築物の譲受人の決定に係る部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1)～(8) 略 (9) 床面積の合計が3万平方メートルを超えるもの <u>113,000円</u>	変更認定申請のとき
407の6 略					407の6 略				
407の7 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築	低炭素建築物新築等計画の認定を申請する者	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するか	認定申請のとき	407の7 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築	低炭素建築物新築等計画の認定を申請する者	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該申請に併せて建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するか	認定申請のとき



改正前		改正後	
<p>物新築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>どうかの確認を申請するときは、建築基準法施行条例別表第1号に掲げる額（当該確認審査に構造計算適合性判定を要する部分が含まれるときは、同表第1号の2に掲げる手数料を加算した額）の手数料を加算した額）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 共同住宅等 （共同住宅、長屋その他の(1)に掲げる住宅以外の住宅をいう。以下この号及び次号において同じ。）又は複合建築物（共同住宅等で住宅以外の用途に供する部分を有するものをいう。以下</p>	<p>物新築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>どうかの確認を申請するときは、建築基準法施行条例別表第1号に掲げる額（当該確認審査に構造計算適合性判定を要する部分が含まれるときは、同表第1号の2に掲げる手数料を加算した額）の手数料を加算した額）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 共同住宅等 （共同住宅、長屋その他の(1)に掲げる住宅以外の住宅をいう。以下この号及び次号において同じ。）又は複合建築物（共同住宅等で住宅以外の用途に供する部分を有するものをいう。以下</p>

改正前				改正後			
			<p>この号及び次号 において同じ。) の住戸の認定の 場合 次に掲げ る住戸の数の合 計の区分に応じ、 それぞれ次に定 める金額 ア～ウ 略 エ 11戸以上25 戸以内 143,000円（ 適合証が提出 される場合に あっては、 30,000円） オ～ケ 略 (3) 共同住宅等 の建築物全体の 認定の場合 (2) に定める額に次 に掲げる共同住 宅等の共用部分 の面積の合計の 区分に応じ、そ れぞれ次に定め る額を加算した</p>				<p>この号及び次号 において同じ。) の住戸の認定の 場合 次に掲げ る住戸の数の合 計の区分に応じ、 それぞれ次に定 める金額 ア～ウ 略 エ 11戸以上25 戸以内 143,000円（ 適合証が提出 される場合に あっては、 31,000円） オ～ケ 略 (3) 共同住宅等 の建築物全体の 認定の場合 (2) に定める額に次 に掲げる共同住 宅等の共用部分 の面積の合計の 区分に応じ、そ れぞれ次に定め る額を加算した</p>

改正前				改正後			
			<p>額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 187,000円（適合証が提出される場合にあつては、<u>30,000円</u>）</p> <p>ウ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの <u>289,000円</u>（適合証が提出される場合にあつては、85,000円）</p> <p>エ～カ 略</p> <p>(4) 一戸建ての住宅、複合建築物又は非住宅建築物（住宅の部分を有しない建</p>				<p>額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 187,000円（適合証が提出される場合にあつては、<u>31,000円</u>）</p> <p>ウ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの <u>290,000円</u>（適合証が提出される場合にあつては、85,000円）</p> <p>エ～カ 略</p> <p>(4) 一戸建ての住宅、複合建築物又は非住宅建築物（住宅の部分を有しない建</p>

改正前				改正後			
			<p>建築物をいう。以下この号及び次号において同じ。）の建築物全体の認定の場合（1）に定める額（複合建築物の場合は、（3）に定める額）に、次に掲げる住宅以外の用途に供する部分の面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（外皮性能（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準をいう。以下この号において同じ。）の評価を要しない場合は、（3）に定める額）を加算した額。ただし、非住宅建築物の場合にあつ</p>				<p>建築物をいう。以下この号及び次号において同じ。）の建築物全体の認定の場合（1）に定める額（複合建築物の場合は、（3）に定める額）に、次に掲げる住宅以外の用途に供する部分の面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（外皮性能（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準をいう。以下この号において同じ。）の評価を要しない場合は、（3）に定める額）を加算した額。ただし、非住宅建築物の場合にあつ</p>

改正前				改正後			
			<p>ては、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（外皮性能の評価を要しない場合は、(3)に定める金額）</p> <p>ア 略</p> <p>イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 395,000円（適合証が提出される場合にあつては、<u>30,000円</u>）</p> <p>ウ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの <u>561,000円</u>（適合証が提出される場合にあつては、</p>				<p>ては、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（外皮性能の評価を要しない場合は、(3)に定める金額）</p> <p>ア 略</p> <p>イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 395,000円（適合証が提出される場合にあつては、<u>31,000円</u>）</p> <p>ウ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの <u>562,000円</u>（適合証が提出される場合にあつては、</p>

改正前					改正後				
			85,000円) エ～カ 略				85,000円) エ～カ 略		
407の8～450の3 略					407の8～450の3 略				
450の4 道路 交通法第51条 の13第1項第 1号イの規定 に基づく放置 車両の確認等 に関する技能 及び知識に関 して行う講習	放置車両 の確認等 に関する 技能及び 知識に関 して行う 講習を受 けようとする者	放置車 両の確認 等に関する 技能及び 知識に 関する講 習手数料	19,000円	受講申 込みの とき	450の4 道路 交通法第51条 の13第1項第 1号イの規定 に基づく放置 車両の確認等 に関する技能 及び知識に関 して行う講習	放置車両 の確認等 に関する 技能及び 知識に関 して行う 講習を受 けようとする者	放置車 両の確認 等に関する 技能及び 知識に 関する講 習手数料	20,000円	受講申 込みの とき
450の5～452 略					450の5～452 略				
453 道路交 通法第89条の規 定に基づく大 型自動車免許 又は中型自動 車免許に係る 試験の実施	大型自動 車免許又 は中型自 動車免許 に係る試 験を受け ようとする者	大型自 動車免 許又は 中型自 動車免 許試験 手数料	(1) 略 (2) 道路交 通法 第97条の2第1 項第3号に該 当して同項の規 定の適用を受け る場合 1,900円  (3) 略	受験申 込みの とき	453 道路交 通法第89条の規 定に基づく大 型自動車免許 又は中型自動 車免許に係る 試験の実施	大型自動 車免許又 は中型自 動車免許 に係る試 験を受け ようとする者	大型自 動車免 許又は 中型自 動車免 許試験 手数料	(1) 略 (2) 道路交 通法 第97条の2第1 項第3号又は第 5号に該当して 同項の規定の適 用を受けると する場合 1,900円  (3) 略	受験申 込みの とき
454 道路交 通法第89条の規 定に基づく普	普通自動 車免許に 係る試験	普通自 動車免 許試験	(1) 略 (2) 道路交 通法 第97条の2第1	受験申 込みの とき	454 道路交 通法第89条の規 定に基づく普	普通自動 車免許に 係る試験	普通自 動車免 許試験	(1) 略 (2) 道路交 通法 第97条の2第1	受験申 込みの とき

改正前					改正後				
通自動車免許に係る試験の実施	を受けようとする者	手数料	項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 1,900円  (3) 略		通自動車免許に係る試験の実施	を受けようとする者	手数料	項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 1,900円  (3) 略	
454の2 道路交通法第89条の規定に基づく特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、又は牽引免許をいう。以下第467号までにおいて同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験の実施	特定第一種運転免許又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験を受けようとする者	特定第一種運転免許又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許試験手数料	(1) 略 (2) 道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 1,900円  (3) 略	受験申込みのとき	454の2 道路交通法第89条の規定に基づく特定第一種運転免許（大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、又は牽引免許をいう。以下第467号までにおいて同じ。）又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験の実施	特定第一種運転免許又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験を受けようとする者	特定第一種運転免許又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許試験手数料	(1) 略 (2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 1,900円  (3) 略	受験申込みのとき

改正前					改正後				
455 略					455 略				
455の2 道路交通法第89条の規定に基づく大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験の実施	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験を受けようとする者	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許試験手数料	(1) 略 (2) 道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 1,900円  (3) 略	受験申込みのとき	455の2 道路交通法第89条の規定に基づく大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験の実施	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験を受けようとする者	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許試験手数料	(1) 略 (2) 道路交通法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 1,900円  (3) 略	受験申込みのとき
456 略					456 略				
456の2 道路交通法第89条第2項の規定に基づく大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する技能の検査の実施	技能の検査を受けようとする者	大型自動車運転免許又は中型自動車運転免許技能検査手数料	3,850円（公安委員会が提供する自動車を使用して検査を受ける場合にあっては、6,950円）	検査申込みのとき	456の2 道路交通法第89条第3項の規定に基づく大型自動車仮運転免許又は中型自動車仮運転免許を受けている者に対する技能の検査の実施	技能の検査を受けようとする者	大型自動車運転免許又は中型自動車運転免許技能検査手数料	3,850円（公安委員会が提供する自動車を使用して検査を受ける場合にあっては、6,950円）	検査申込みのとき



改正前					改正後				
456の3 道路交通法第89条第2項の規定に基づく普通自動車仮運転免許を受けている者に対する技能の検査の実施	技能の検査を受けようとする者	普通自動車運転免許技能検査手数料	4,050円（公安委員会が提供する自動車を使用して検査を受ける場合にあっては、4,900円）	検査申込みのとき	456の3 道路交通法第89条第3項の規定に基づく普通自動車仮運転免許を受けている者に対する技能の検査の実施	技能の検査を受けようとする者	普通自動車運転免許技能検査手数料	4,050円（公安委員会が提供する自動車を使用して検査を受ける場合にあっては、4,900円）	検査申込みのとき
457～490 略					457～490 略				
491 公安委員会が依頼を受けて行う自動車又は原動機付自転車の運転適性検査（第474号、第475号及び第482号から第486号までの第1欄に掲げる事務に係る運転適性検査を除く。以下この号において同じ。）の実施	自動車又は原動機付自転車の運転適性検査を受けようとする者	自動車又は原動機付自転車の運転適性検査手数料	(1) 筆記検査次に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 所要時間1時間を基準とする検査 <u>260</u> 円 イ 所要時間2時間を基準とする検査 <u>510</u> 円 (2) 略	検査を受けようとするとき	491 公安委員会が依頼を受けて行う自動車又は原動機付自転車の運転適性検査（第474号、第475号及び第482号から第486号までの第1欄に掲げる事務に係る運転適性検査を除く。以下この号において同じ。）の実施	自動車又は原動機付自転車の運転適性検査を受けようとする者	自動車又は原動機付自転車の運転適性検査手数料	(1) 筆記検査次に掲げる検査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 所要時間1時間を基準とする検査 <u>270</u> 円 イ 所要時間2時間を基準とする検査 <u>520</u> 円 (2) 略	検査を受けようとするとき

改正前			改正後		
492～494 略			492～494 略		
備考 略			備考 略		
別表第3 (第3条関係)			別表第3 (第3条関係)		
手数料	減免対象者	減免する額	手数料	減免対象者	減免する額
1・1の2 略			1・1の2 略		
2 別表第1第263号に掲げる手数料	計量法第20条第1項に規定する指定定期検査機関又は同法第117条第1項に規定する指定計量証明検査機関	全額	2 別表第1第263号に掲げる手数料	計量法第10条第2項に規定する特定市町村、同法第20条第1項に規定する指定定期検査機関又は同法第117条第1項に規定する指定計量証明検査機関	全額
3～6 略			3～6 略		

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1第175号の改正規定 公布の日
- (2) 別表第1第168号、第174号の2及び第174号の3の改正規定 規則で定める日
- (3) 別表第1第453号から第454号の2まで、第455号の2、第456号の2及び第456号の3の改正規定 規則で定める日